

新専門医制度に於ける更新基準（皮膚科領域） 新旧対照表

新	旧	備考
<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は31時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、別途専門医委員会にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位をii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	<p>更新は以下のごとく、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行う。特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職就任など）の措置については、別途定める（別添資料①参照）</p> <p>勤務実態について、2.5年間の実態を記載すること。非常勤の場合には原則として週12時間以上の勤務とし、次の条件を満たしていること。</p> <p>条件：同時に働く勤務先は2施設以内が望ましい。皮膚科の診療に従事していることが必要で、それらを証明できるもの、たとえばホームページ等に公開されている診療分担表などを添付すること。さらに皮膚科専門医にふさわしい皮膚科診療に従事していることについての日本皮膚科学会代議員または皮膚科研修基幹施設の研修プログラム統括責任者の証明を要する。年度途中で勤務形態が変更になった場合、常勤は31時間/週として月ごとの勤務実態を集計し、平均の週あたりの勤務時間数を計算する。その他の特殊な勤務形態（学長、病院長、研究職、産業医や公的機関での医系技官業務など）で皮膚科専門医として常勤として勤務している場合、別途専門医委員会にて審議し、更新にふさわしい勤務実態であるかどうか判定する。専門医委員会にて認められた場合、初回更新時であっても②診療実績の証明を免除し、その単位をii) 共通講習、iii) 領域別講習、iv) 学術業績・診療以外の活動実績で補うことができる。</p>	

新	旧	備考																				
<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5 年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>②診療実績の証明 (初回更新時必須) 以下の方法で証明すること。</p> <p>●症例報告の提示 5 年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名 (印) などを記載した症例報告を 10 症例分提出する。入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要がある。</p> <p>③更新単位 50 単位 (必須) 専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i) ~ iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。</p>	<p>表 1 週間当たりの診療関与時間</p> <p>-----</p> <p>(前略)</p> <p>➤2.5 年間の勤務実態</p> <p>-----</p> <p>②診療実績の証明 (初回更新時必須) 以下の方法で証明すること。</p> <p>●症例報告の提示 5 年間に診療した症例について診療日、病名、検査、治療法、転帰、問題点、診療施設名、責任者氏名 (印) などを記載した症例報告を 10 症例分提出する。入院、外来は問わないが、疾患名は偏らないよう配慮すること。皮膚科専門医研修カリキュラムに記載された 35 領域のうち複数の領域にわたる必要がある。</p> <p>③更新単位 50 単位 (必須) 専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す i) ~ iv) の 4 項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とする。4 項目について 5 年間で取得すべき単位数を示す。合計 50 単位の取得を求める。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明 (上記②に該当)</td> <td>最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)</td> </tr> <tr> <td>ii) 専門医共通講習</td> <td>最小 <u>3</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)</td> </tr> <tr> <td>iii) 皮膚科領域講習</td> <td>最小 20 単位</td> </tr> <tr> <td>iv) 学術業績・診療以外の活動実績</td> <td>最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)	ii) 専門医共通講習	最小 <u>3</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)	iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位	iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 診療実績の証明 (上記②に該当)</td> <td>最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)</td> </tr> <tr> <td>ii) 専門医共通講習</td> <td>最小 <u>5</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)</td> </tr> <tr> <td>iii) 皮膚科領域講習</td> <td>最小 20 単位</td> </tr> <tr> <td>iv) 学術業績・診療以外の活動実績</td> <td>最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得単位	i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)	ii) 専門医共通講習	最小 <u>5</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)	iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位	iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は	
項目	取得単位																					
i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)																					
ii) 専門医共通講習	最小 <u>3</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)																					
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位																					
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は																					
項目	取得単位																					
i) 診療実績の証明 (上記②に該当)	最大 10 単位 (初回更新に限り症例報告 5 単位必須。2 回目以降は任意)																					
ii) 専門医共通講習	最小 <u>5</u> 単位、最大 10 単位 (このうち 3 講習は必修講習)																					
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位																					
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位 (1) 学術集会における筆頭発表者、4) 論文の筆頭著者の取得単位は																					

新		旧		備考
	この上限を超えることが可能)		この上限を超えることが可能)	
<p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。 なお、皮膚科領域専門医委員会では不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 <u>3</u> 単位、最大 10 単位 : ただし、必修講習 A3 項目をそれぞれ 1 単位以上含み、資格取得の状況により資格取得の状況により必修講習 B の 5 単位も含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認</p>		<p>i) 診療実績の証明 (最大 10 単位)</p> <p>1. 症例 10 例毎に 5 単位を認める。症例報告は上記「②診療実績の証明, A. 症例報告の呈示」を用いることができ、追加症例も同じ記載方法とする。</p> <p>2. 統括プログラム責任者、指導医が専門医研修プログラムにのっとり専攻医を指導し、専攻医の年間評価を行った場合、1 年間に 1 単位を付与する。ただし、1 年間に何人指導しても 1 単位とする。</p> <p>上記 1-2 を合計したものを「i) 診療実績の証明」に必要な単位とする。 なお、皮膚科領域専門医委員会では不適切と判断した場合や疑義がある場合には、面接やサイトビジット等を経て合否判定を行う。</p> <p>ii) 専門医共通講習 (最小 <u>5</u> 単位、最大 10 単位 : ただし、必修 3 項目をそれぞれ 1 単位以上含むこと)</p> <p>すべての基本領域専門医が共通して受講する項目。専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、または皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められた講習会とする (たとえば、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などだが、他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できるものとする)。1 回の講習は 1 時間以上とし、1 時間の講習受講をもって 1 単位と算定する。e-learning についても、受講を証明できるならば単位として認めることができる。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則と</p>		

新	旧	備考
<p>めることができる。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めない。(ただし、皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではない)。</p> <p>皮膚科学会総会では1～3の必修講習会を毎年開催する。</p> <p>皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものはe-learning教材として使用できる。受講証明(上映会参加等、別途考慮)したものに對して単位認定することができる。</p> <p>各支部学術大会では1～3の必修講習会のうち、いずれか1つを毎年順番に開催あるいは上映する。なお、皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは単位として認定する。</p> <p>地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等のうち皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものも受講証明の提出により単位として認める。</p> <p>そのほか皮膚科専門医委員会で審議し、機構に認められた講習会の受講は単位として認定する。</p> <p>講習会講師については1時間につき2単位付与することができる。</p> <p>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療安全講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 2. 感染対策講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 3. 医療倫理講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 4. 医療制度と法律 5. 地域医療 6. 医療福祉制度 	<p>してこれに含めない。(ただし、皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものについてはこの限りではない)。</p> <p>皮膚科学会総会では1～3の必修講習会を毎年開催する。</p> <p>皮膚科学会総会で開催した講習会を録画し皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものはe-learning教材として使用できる。受講証明(上映会参加等、別途考慮)したものに對して単位認定することができる。</p> <p>各支部学術大会では1～3の必修講習会のうち、いずれか1つを毎年順番に開催あるいは上映する。なお、皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものは単位として認定する。</p> <p>地域の医師会が主催する講習会や生涯教育講座等のうち皮膚科領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものも受講証明の提出により単位として認める。</p> <p>そのほか皮膚科専門医委員会で審議し、機構に認められた講習会の受講は単位として認定する。</p> <p>講習会講師については1時間につき2単位付与することができる。</p> <p>以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療安全講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 2. 感染対策講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 3. 医療倫理講習会(必修項目:5年間に1単位以上) 4. 地域医療講習会 5. 保険医療講習会 6. 臨床研究/臨床試験講習会 	

新	旧	備 考
<p>7. 医療経済（保険医療等）</p> <p>8. 両立支援</p> <p>9. 臨床研究・臨床試験</p> <p>10. 災害医療倫理</p> <p>○必修講習 B について</p> <p>2023 年度以降、試験に合格し新たに機構専門医を取得し、その後更新手続きを行う際は上記必修講習 A の他、必修講習 B（医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援（治療と仕事））を各 1 単位（計 5 単位）取得する必要があります。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合、必修講習 B の取得は免除することができます。（多様な地域については、日本専門医機構と協議中です。詳細が確定次第、公開します。）</p> <p>iii)皮膚科領域講習(最小 20 単位)</p> <p>原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定する。講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講：</p> <p>1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。</p> <p>(1)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ。</p> <p>(2)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）におけるその他の形式の講演は個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(3)皮膚科専門医委員会が指定する学</p>	<p>7. 医療事故検討会</p> <p>8. 医療法制講習会</p> <p>9. 医療経済（保険医療など）に関する講習会など</p> <p>iii)皮膚科領域講習(最小 20 単位)</p> <p>原則、1 回の講習は 1 時間以上とし、一人または二人の演者による 1 時間以上の講習受講をもって 1 単位と算定する。講習会講師については 1 時間につき 2 単位付与することができる。</p> <p>1. 皮膚科専門医委員会が指定する講演の聴講：</p> <p>1 時間につき 1 単位を認定する。日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。会員カードで出席を確認できない学術集会は受講証明書を発行する。単位認定する講演は下記のいずれかとする。</p> <p>(1)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における教育講演、講習会、特別講演、シンポジウム、ワークショップ。</p> <p>(2)皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）におけるその他の形式の講演は個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(3)皮膚科専門医委員会が指定する学</p>	

新				旧				備考
<p>術集会（別表参照）における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(4) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning教材として使用できる。受講証明（上映会参加等、別途考慮）したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(5) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日（2時間以上）につき1単位として認める。</p> <p>(6) 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における実習型の講習会は半日（1時間以上）につき1単位として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p>				<p>術集会（別表参照）における共催セミナーは皮膚科専門医委員会が個別に審議し、領域別講習にふさわしい内容と判断したものは単位認定する。</p> <p>(4) 上記(1)(2)の講習会を録画し、e-learning教材として使用できる。受講証明（上映会参加等、別途考慮）したものに対して単位認定することができる。</p> <p>(5) 日本皮膚科学会の総会、支部学術大会、地方会で開催する一般演題。なお、一般演題の聴講は半日（2時間以上）につき1単位として認める。</p> <p>(6) 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会（別表参照）における実習型の講習会は半日（1時間以上）につき1単位として認める。</p> <p>2. 日本皮膚科学会主催の教育講習会： 日本皮膚科学会会員カードで出席を確認する。1時間につき1単位。</p> <p>iv) 学術業績・診療以外の活動実績(最大10単位：取得方法によっては最大20単位まで可能)</p>				
No	項目名	概要	取得単位	No	項目名	概要	取得単位	
1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1単位 共同発表者：1単位 (2nd authorに限る)	1	専門医委員会が指定する学術集会における一般演題の学会発表	証明書類として抄録、プログラムのコピーを提出すること。	筆頭発表者：1単位 共同発表者：1単位 (2nd authorに限る)	
2	共通講習、皮膚科領域講	証明書類として抄録、プログラム	司会や座長：1単位	2	共通講習、皮膚科領域講	証明書類として抄録、プログラム	司会や座長：1単位	

新				旧				備考
	習における司会や座長	のコピーを提出すること。	※聴講単位とは別に付与		習における司会や座長	のコピーを提出すること。	※聴講単位とは別に付与	
3	専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2単位 全共著者：1単位	3	専門医委員会が指定した学術雑誌にピアレビューを受け掲載された内外論文発表	証明書類として掲載された論文のコピーを提出すること。	筆頭著者：2単位 全共著者：1単位	
(中略)				(中略)				
<p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医（学会専門医を含める）が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて別紙「診療従事証明書」による申請を行い承認されれば、①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新をすることができる。なお、以下の2つを満たすことが望ましい。</p> <p>1. 5年間（認定期間内）に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。 2. 共通講習3単位の取得。</p> <p>なお、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述（別添資料①）に示す延期申請手続きを行うことができる。</p>				<p>皮膚科領域において相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導にいかす目的で専門医（学会専門医を含める）が3回更新されており、かつ65歳以上の場合、4回目の更新から通常の更新申請と併せて別紙「診療従事証明書」による申請を行い承認されれば、①勤務実態の自己申告を不要とし、i)～iv)の項目ごとの制限を排除した合計40単位を取得することで更新をすることができる。なお、以下の2つを満たすことが望ましい。</p> <p>1. 5年間（認定期間内）に、1回以上の日本皮膚科学会総会への参加。 2. 共通講習3単位の取得。</p> <p>なお、「診療従事証明書」による手続きが否認となり単位が不足している場合には、後述（別添資料①）に示す延期申請手続きを行うことができる。</p>				